

## 行政上の損失補償(2)、国家補償と社会保障

(百選「Ⅱ-259」～「Ⅱ-263」)

### 問題 001

ため池の堤とうの使用を禁止する条例について、本条例によりため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は、その財産権の行使をほとんど全面的に禁止されることになるが、それは災害を未然に防止するという社会生活上のやむを得ない必要から来ることであって、ため池の堤とうを使用する財産上の権利を有する者は何人も、公共の福祉のため、当然これを受忍しなければならない責務を負う。

**001 解答**：妥当である。(Ⅱ-259)

### 問題 002

ため池の破損、決かいの原因となるため池の堤とうの使用行為は、憲法でも、民法でも適法な財産権の行使のらち外にあるものというべく、従って、これらの行為を条例をもって禁止、処罰しても憲法および法律に抵触またはこれを逸脱するものとはいえない。

**002 解答**：妥当である。(Ⅱ-259)

### 問題 003

ため池の堤とうの使用を禁止する条例について、本条例は災害を防止し公共の福祉を保持するためのものであるが、ため池の堤とうを使用する財産上の権利の行使を著しく制限するものであって、憲法 29 条 3 項の規定により、損失補償をなすべき必要があるというべきである。

#### 003 解答：誤り

そのような制限は公共の福祉を保持する上に社会生活上やむを得ないものであり、当然受忍しなければならない責務というべきものであって、損失補償はこれを必要としないと判示した。(Ⅱ - 259)

### 問題 004

河川付近地制限令の定める制限は、河川管理上支障のある事態の発生を事前に防止するため、単に所定の行為をしようとする場合には知事の許可を受けることが必要である旨を定めているにすぎず、この種の制限は、公共の福祉のためにする一般的な制限であり、原則的には、何人もこれを受忍すべきものである。

#### 004 解答：妥当である。(Ⅱ - 260)

## 問題 005

河川付近地制限令の定める制限は、特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いるものであるから、右制限を課するには損失補償を要件とすべきである。

### 005 解答：誤り

特定の人に対し、特別に財産上の犠牲を強いるものとはいえないから、損失補償を要件とするものではなく、したがって、補償に関する規定のない同令は憲法 29 条 3 項に違反し無効であるとはいえないと判示した。

(Ⅱ - 260)

## 問題 006

河川付近地制限令の定める制限について、損失補償に関する規定がないからといって、同令があらゆる場合について一切の損失補償を全く否定する趣旨とまでは解されず、その損失を具体的に主張立証して、別途、直接憲法 29 条 3 項を根拠にして、補償請求をする余地が全くないわけではない。

### 006 解答：妥当である。(Ⅱ - 260)

従って、同令は違憲無効の規定と解すべきではないとした。

## 問題 007

都市計画等により受ける建築制限について、当該建築制限によって受けた損失は、一般的に当然に受忍すべきものとされる制限の範囲を超えて特別の犠牲を課せられたものということができ、当該損失につき憲法 29 条 3 項を直接の根拠として補償請求をすることができるものというべきである。

### 007 解答：誤り

特別の犠牲ということがいまだ困難であるから、直接憲法 29 条 3 項を根拠として上記の損失につき補償請求をすることはできないとした。(Ⅱ - 2 6 1)

## 問題 008

戦争中にあつては、国民のすべてが、多かれ少なかれ、その生命・身体・財産の犠牲を堪え忍ぶべく余儀なくされていたのであって、これらの犠牲は、いずれも、戦争犠牲または戦争損害として、国民のひとしく受忍しなければならなかったところであり、これに対する補償は、憲法の全く予想しないところというべきである。

### 008 解答：妥当である。(Ⅱ - 2 6 2)

## 問題 009

各連合国は日本国民の在外資産を処分する権利を有する旨の規定の趣旨は、敵産として接收管理されてきたわが国民の所有に属する在外資産を右規定に基づいて当該国が処分し得べきものとするにあって、わが国が自主的な公権力の行使に基づいて、日本国民の所有に属する在外資産を戦争賠償に充当する処分をしたものというべきである。

### 009 解答：誤り

戦争賠償に充当する処分をしたものということとはできないとした。(Ⅱ－262)

## 問題 010

原爆医療法は、いわゆる社会保障法として他の公的医療給付立法と同様の性格をもつものであり、国家補償的配慮が制度の根底にあるとは認められない。

### 010 解答：誤り

国家補償的配慮が制度の根底にあることは否定できないとした。(Ⅱ－263)

## 問題 011

被爆者であってわが国内に現在する者である限りは、その現在する理由等のいかに問うことなく、広く原爆医療法の適用を認めて救済をはかることが、同法の趣旨にも適合するものというべきである。

**011 解答**：妥当である。(Ⅱ－263)

同法のもつ国家補償の趣旨にも適合するとした。

## 問題 012

原爆医療法は、不法入国した被爆者については適用されないものであると解するのが相当である。

**012 解答**：誤り

不法入国者の取締りとその者に対する原爆医療法の適用の有無とは別個の問題として考えるべきであり、同法の適用につき不法入国者を特に除外すべき実質的・合理的理由はないとして、不法入国した被爆者にも適用されるとした。(Ⅱ－263)